

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第 65 号）

- 件 名 農林水産総合技術センターが農総技第 171 号（令和 3 年 1 月 14 日）及び農総技第 227 号（令和 3 年 3 月 16 日）で、請求内容の対象となる資料が存在しているにもかかわらず開示しなかった分の一切の資料の部分開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 令和 3 年 4 月 14 日
- 実施機関の決定日 令和 3 年 5 月 25 日
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（農林水産部農林水産企画課）
- 決定内容 部分開示決定
- 部分開示理由 個人に関する情報であり特定の個人が識別されるため
- 審査請求年月日 令和 3 年 8 月 16 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める
- 諮問年月日 令和 3 年 12 月 13 日
- 答申年月日 令和 4 年 4 月 13 日
- 争点 未公開文書の存否
- 審査会の判断

### 第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和 3 年 5 月 25 日付け農総技第 24 号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 事案の概要

#### 1 開示請求

審査請求人は、令和 3 年 4 月 14 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〔 農総技第 171 号（令和 3 年 1 月 14 日）及び農総技第 227 号（令和 3 年 3 月 16 日）の請求内容で対象となる資料が存在しているにもかかわらず開示しなかった分の一切の資料 〕

#### 2 本件処分及び審査請求

##### (1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第 11 条第 1 項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

農業研究所が保有する以下の公文書

- (ア) 味度メータ使用簿
- (イ) R V A 使用簿
- (ウ) N T A 55 G P S 使用簿
- (エ) ウィレー粉砕機使用簿

#### イ 開示をしない部分及び理由

使用者及び所属名は、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

### (2) 本件審査請求

ア 審査請求人は、令和2年12月2日付けで、条例第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「令和2年12月2日付け開示請求」という。）を行った。

・ 農業研究所の嘱託職員の雇用理由及び雇用条件（勤務時間、賃金・手当（内訳がわかるもの）、専門分野の経験者、資格など）に関する資料  
・ 雇用理由にしたがって業務に従事していることが分かる資料（日報、備品使用簿、特殊勤務手当など）※管理室採用者のみ

実施機関は、令和2年12月2日付け開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により公文書部分開示決定処分（令和3年1月14日付け農総技第171号）を行い、次の公文書を開示した。

(ア) 任用伺の概要

(イ) 会計年度任用職員任用計画書、報酬単価計算表

(ウ) 勤務条件通知書、労働条件通知書

(エ) 日額特殊勤務実績簿

(オ) 時間外勤務等命令簿

(カ) 運搬車使用記録簿

(キ) 旧・特殊自動車等使用記録簿

(ク) 新・特殊自動車等使用記録簿

イ 審査請求人は、令和3年3月4日付けで、条例第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「令和3年3月4日付け開示請求」という。）を行った。

農総技第171号（令和3年1月14日）の請求内容で対象となる資料が存在しているにも関わらず開示しなかった分の一切の資料

実施機関は、令和3年3月4日付け開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により公文書開示決定処分（令和3年3月16日付け農総技第227号）を行い、「平成29年度ビーズショッカー使用簿」を開示した。

ウ 審査請求人は令和3年4月14日付けで本件開示請求を行い、実施機関は令和3年5月25日付け農総技第24号で本件処分を行った。

エ 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年8月16日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査会の判断の理由

### 1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、審査請求人が開示を求めていた平成27年度分の文書に関し、本

件開示請求の時点で保存期間を満了していたことについては争いがなく、平成27年度分の文書の存否が争点となっている。

管理規程第61条第1項の規定によれば、出先機関の長は、保存期間を延長する必要があると認めるときは延長できる余地を残している。また、管理規程第69条では、「廃棄処分は、公文書がみだりに他に使用されないよう焼却、溶解、裁断、消去その他の方法により確実に行わなければならない。」と規定されている。当審査会において、富山県農林水産部農林水産企画課及び農林水産総合技術センターの職員に対し、意見聴取を行ったところ、審査請求人が開示を求める平成27年度分の文書については、保存期間を延長することなく、本件開示請求の時点では既に裁断の方法により廃棄処分されていたとの説明があった。その説明に不合理な点は認められず、これに反して対象文書が存在すると根拠付ける事実も認められない。よって、審査請求人が開示を求める平成27年度分の文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断に不合理な点は認められない。

## 2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第4 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和3年12月13日	実施機関から諮問書を受理
令和4年2月17日 (第178回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問事案の概要説明</li> <li>・ 審査請求人からの意見陳述</li> <li>・ 実施機関からの意見聴取</li> <li>・ 審議</li> </ul>
令和4年3月10日 (第180回審査会)	審議
令和4年4月13日 (第181回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
奥 田 裕 之	北日本新聞社論説特別委員	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	